

愛媛県環境審議会鳥獣保護管理部会会議結果

- 1 会議名 愛媛県環境審議会鳥獣保護管理部会
- 2 日時 令和7年8月18日（月）14時00分～15時00分
- 3 場所 愛媛県水産会館5階研修室
- 4 出席者 委員6名、事務局5名（委員7名中6名出席につき成立）
- 5 傍聴者 なし
- 6 審議事項（諮問事項） ※全部公開
 - （1）亀谷鳥獣保護区特別保護地区の指定について
 - （2）玉川ダム鳥獣保護区特別保護地区の指定について
- 7 審議結果
 - （1）亀谷鳥獣保護区特別保護地区の指定について、部会長が諮ったところ、各委員から異議はなく、原案どおり承認される。
 - （2）玉川ダム鳥獣保護区特別保護地区の指定について、部会長が諮ったところ、各委員から異議はなく、原案どおり承認される。
- 8 審議内容（主な意見等）
 - （1）亀谷鳥獣保護区特別保護地区の指定について
 - ・皆伐の方法や、伐採後に植栽する樹木について鳥獣保護管理法での指針はあるのか。
 - 要許可行為に当たる場合は許可申請が必要だが、伐採方法や伐採後についての指針は鳥獣保護管理法で定めていない。
 - ・自治会等から、再指定について了解を得たという理解でよい。
 - 公聴会後の再度の説明において、再指定について当部会の了承が得られれば、再指定に反対しないと聞いている。
 - ・特別保護地区の許可手続きは時間を要するかもしれないが、特別保護地区は再指定したほうがよい。
 - ・この区域の有害鳥獣捕獲の対象はなにか。
 - 公聴会では、主にイノシシが話題にあがっていたが、指定計画書8頁記載のとおり、内子町全域でイノシシ等を対象に364件の捕獲許可が出されている。
 - ・農作物被害の軽減が重要と考えるが、被害は増えている状況、何か新しい対策を行う予定はあるのか。
 - イノシシは、農林水産部局が従来からの被害対策を行う予定。シカ被害対策の強化として、本年度から高知県と連携し行う予定。
 - ・鳥獣保護区特別保護地区が有害鳥獣の個体数管理の支障となり得るのか。
 - 有害鳥獣については許可捕獲で捕獲可能なため、支障とならない。
 - （2）玉川ダム鳥獣保護区特別保護地区の指定について
 - ・参考資料2の4頁に、問題点としてブラックバス釣りのボートが複数見られた、とあるが対策を講じる考えを聞きたい。
 - 現時点では利害関係者から規制を求める意見がないため、対策を講じる予定はない。ボート利用を規制する場合、特別保護地区より規制の強い特別保護指定区域に指定する必要がある。玉川ダムでは、黒瀬ダム鳥獣保護区特別保護指定区域の指定理由となった環境省レッドリストで絶滅

危惧Ⅱ類に指定されているトモエガモの越冬地として保全する等の規制を強化する理由が見当たらない。

- ・森林審議会では、太陽光パネル設置を目的とする開発行為に対し規制があるが、鳥獣保護管理法でパネル設置に関する数値的規制があるのか。

→ 数値的な規制はない。

- ・鳥類生息状況調査は、毎年行うものか。

→ 調査は、再指定の手続きを行う年度の前年度に実施している。

- ・特別保護地区の再指定を行わない事例はあるのか。

→ 特別保護地区での事例は近年ないが、本年度、鳥獣保護区の期間更新を行わない箇所がある。

[審議会事務局]

県民環境部 環境局

自然保護課 生物多様性係

TEL:089-912-2365

FAX:089-912-2354